

## 6 警報発令時の対応

### 【登校時について】

#### (1) 警報発令時の対応について

朝 5 時 30 分の段階で、伊方地区に以下の警報のいずれかが発令されている場合は、原則、自宅待機とする。

※ 町内防災無線、支部電話連絡網、メール配信（登録者）で連絡する。

大雨警報、 洪水警報、 暴風警報、 暴風雪警報、 大雪警報、  
(津波警報)

※ 上記以外の警報等(波浪、高波、土砂災害等)が発令された場合は、その状況を見て判断する。自宅待機の連絡が無いときは、平常通り授業を実施する。

#### (2) 自宅待機後の対応について

状況を判断し、学校の方から支部電話連絡網、メール配信（登録者）で連絡する。

(例)「午後 1 時から授業を実施する」「本日は臨時休業にする」など

#### (3) その他

自宅待機中に町災害対策本部の指示(避難等)が出た場合は、その指示に従う。

### 【学校滞在時について】

#### (1) 警報が発令された場合、準ずる場合で下校が望ましい場合

安全に下校ができると判断した場合は、家庭と連絡が取れなくても下校させる場合がある。（バスの配車等、迅速に対応するため家庭連絡は事後行う。）

※ このことに同意できない場合は学校待機させる。その場合、保護者は学校に迎えに来る。

#### (2) 警報が発令された場合、準ずる場合で学校待機が望ましい場合

安全が確保できるようになってから下校させる。

(保護者が迎えに来た場合は保護者に引き渡す。)